

伊丹市規則第38号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 6月 2日

伊丹市長 中田 慎也

# 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (令和8年伊丹市規則第38号)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年伊丹市規則第29号）の一部を次のように改正する。  
次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(葬祭補償) 第8条の4 条例第19条に規定する規則で定める金額は、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償) 第8条の4 条例第19条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第8条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則付則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第8条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。